

熊本市建築基準条例の一部改正について

熊本市建築基準条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市建築基準条例の一部を改正する条例

熊本市建築基準条例（平成24年条例第127号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「平家建ての建築物で床面積が50平方メートル以下のもの」を「当該建築物又はその敷地に防蟻^き上有効な措置が講じられていると認められる場合」に改める。

第17条第3号中「第112条第14項第2号」を「第112条第13項第2号」に改める。

第19条中「次条において同じ。」を削る。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第32条の見出し中「仮設興行場等」の次に「並びに一時的な用途変更に係る興行場等及び特別興行場等」を加え、同条中「及び第6項に規定する仮設興行場等」を「又は第6項の規定により許可を受けた仮設興行場等及び法第87条の3第5項又は第6項の規定により許可を受けた興行場等又は特別興行場等」に改める。

第35条第1項中「第20条」を「第19条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第32条の改正規定は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれ

かの遅い日から施行する。

（提出理由）

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行等に伴う規定の整備をするとともに、木造建築物等の構造に関し付加された制限に係る適用除外の見直しをするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。